

支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第4回）議事録要旨

[議事次第]

1. 日 時 平成21年7月29日(水)14:00-15:59
2. 場 所 環境省22階 第1会議室
3. 出席者 (出席委員)
浅野直人委員(座長)、井戸秀寿委員(代理:谷川氏)、岩間委員、
植田委員、大塚委員、澤田委員、島田委員、富田委員、名古屋委員(代
理:山田氏)、仁井委員、原山委員(代理:坂田氏)、古市委員、星野
委員(代理:小板橋氏)
(欠席委員)
北村委員
(環境省出席者)
谷津廃棄物・リサイクル対策部長、金丸企画課長、荒木適正処理・不法
投棄対策室長ほか
4. 議 題 関係者の役割等と適切な費用負担のあり方等について(案)
5. 配付資料 資料1:委員名簿
資料2:議事要旨(第3回)
資料3:平成19年度末時点での残存事案のうち、平成10年6月17日以降
に行為がなされ、現在生活環境保全上の支障又はそのおそれが
あると判断されている事案等における産業廃棄物適正処理推進
基金の活用可能性(事業費の見積もり)について【暫定改訂
版】
資料4:関係者の役割等と適切な費用負担のあり方等について(案)
資料5:島田委員及び富田委員資料
参考資料1:硫酸ピッチの不適正処理の状況(平成19年度)について
参考資料2:産業廃棄物の不法投棄等の監視体制の状況について(平成
20年度)
参考資料3:地域グリーンニューディール基金について
6. 議 事 懇談会は公開で行われた。

7. 議事要旨

- (1) 議題の審議に先立ち、事務局から、産業廃棄物適正処理推進基金の活用可能性（事業費の見積もり）並び参考資料について、資料に基づき説明があった。
- (2) 続いて、富田委員から、当該基金制度の平成22年度以降のあり方について、資料に基づき意見発表があった。
- (3) これらに対して、委員から次のような意見が述べられた。
 - 平成19年度から21年度までの3年間の基金拠出については、平成19年3月の環境省説明に基づき、本懇談会において、「不法投棄等の排出実態をより反映しながら、広く薄く拠出されるような出えん方法等について検討」することを大前提に出えんを了承した経緯があり、基金をこのまま継続するのではなく、支援対象となる見込みのある残存事案等をまとめ、それら事案に対してどういうふうに広く分担して負担していくのか、再度決める時期にきている。
 - 産業界には、この基金がいつまで続くのか、将来どういうふうになっていくのかというビジョンが見えないことについて、不信感がある。当局から説明があった今後の必要額の検討は評価できると思っており、その作業には期待している。もっと早くやっていただければというのが正直なところ。景気が悪い中、これまでと同じように社会貢献の観点から出えんの協力ができるか苦しいのが事実だ。問題を先送りすることなく適切な対応を考えていくことが大事だ。
 - 基金制度については、それなりの実効は上がってきてていると思っている。当方としては、このような形で協力しているにもかかわらず、一方で、産業廃棄物の処理施設の整備の際に地方行政から高いハードルを課せられて円滑に進んでいないと認識しており、産廃処理業界としては不満を高めている。
 - 不法投棄という犯罪行為のために金を積み立てるのは筋違いであり、取締強化など行政的な措置が必要だ。ただ既に不法投棄等されたもので支障が生じているものについては基金で対応する考え方はある。その場合、先が見えないまま未来永劫この制度が続くのは非常に問題である。ターゲット（支援対象となる見込みの事案とそれらに対する支援必要額）を明確にしてほしい。
 - 産廃の構造改革をする中でこの基金の役割は相当大きかった。今回基金をなくすことは、構造改革の一翼を削ることになる。不法投棄は減ってきているが今後とも減ったままだということは誰も保障できない。地方自治体による流入規制や処分場がなかなか設置できない問題など大きな連関の中のかなり大きな部

分を基金は支えているのであり、基金をなくすことは、例えば環境省が自治体に対して流入規制をやめるよう働きかけることは難しくなるかもしれないこと、基金をやめることは産業界にとってもあとからご自身に悪影響が生ずることを認識してほしい。

- 基金を適用する事業についての明確な判断基準、その期限や規模は明確にすべきだが、産業界と国、都道府県との対立構造ではなく、社会貢献という観点で調和したところへ持っていくべきだ。
- (4) 議題「関係者の役割等と適切な費用負担のあり方等について（案）」について、事務局から、前回の懇談会で提示した「基本的認識」及び「現状」について再度説明するとともに、新たに今回提示した産業界、都道府県、国の「関係者の役割」及び「今後の費用負担等のあり方（案）」について、資料に基づき説明した。
- (5) これに対して、次のような質問/意見が提出された。
- 農業関係等の産業界、関係省庁との調整はどの程度進んでいるのか。
 - 「将来において不測の事態等により支障等が発生する可能性が否定できない事案」とはいかなるものか。
 - 「支障等の状況等を勘案し、行政による優先順位をつけた計画的な対応（代執行等）を行うものとする。」とは具体的にどういう意味か。
 - 産廃の不法投棄への対応は、土壤汚染対策法によるリスクの程度に応じたマネジメントの精神と同じ精神でいいのではないか。
 - 将来において不測の事態等により支障が発生する可能性が否定できない事案、今後新たに発覚する事案に対する対応の仕方如何。
 - 「関係者の役割」については、そもそも論に立ち、将来の立法措置も含めて記述するのか、そうでないかによって書きぶりがずいぶん違うことになる。
 - 支障等がないかあるいは支障等調査中であるもので将来において不測の事態等により支障等が発生する可能性が否定できない事案、及び今後新たに発覚する事案で新たに支援が必要となる可能性のある事案に対する支援のあり方について改めて検討するとあるが、時期、目途を記載すべき。
 - いったん拠出をやめて、現在ある基金の積立金をまず使い、その後必要な金額というものを意識しながら出すというような、いろいろなことができるような体制も考えられるのではないか。
 - 行為者責任で廃棄物不法投棄問題を処理するという枠組みのもつある種の限界

をカバーする仕組みとして、このような産業界の任意拠出という形だけかどうかという問題がある。他方で自治体は自治体で地方自治法上の住民滞在者の生命・財産・健康を守るための責務という形で一方的に不法投棄問題の処理費用を自己負担させられているという事実がある。この問題の間には論理的には異なる哲学が一緒になってしまっている部分があると思われる。自治体負担分というのは純然たる自治法上の義務、自治事務としての負担をしており、別のロジックでの負担をしているからこの産業界の拠出の話しとは同列の話しにはならない。自治法上の自治事務としての義務の部分の負担の根拠、合理性を論理化しないとどこかで不公平な結果が出てしまう。すなわち、自治体も取り締まりの懈怠という論理によって全ての責任を負わなければならぬものではないと思う。

- 産廃特措法との関連、平成22年度以降に新たに発覚する事案は当該必要枠に含めない理由について、明記しておく必要がある。
- 上限を付けたことは評価するが、時間の要素をいれて調査をする必要がある。
この基金の現行スキームは、平成9年頃の状況にかんがみての緊急避難的なものと受け止めており、ここに書かれている基本認識、役割もその延長である。
「その後の支援のあり方」については、このような緊急避難スキームとは別のものでなければ安定性がなく、別項目で記載すべきだ。
- 最近は建設廃材の不法投棄等がほとんどで、生活環境の支障が生ずるのかの判断になると、ほとんど土地の中に埋められているため、そういうことはまずない。心配なのは防腐剤を使っている木くずに含まれる有害物質等の周辺河川等への流出で、モニタリング費用も結構な額がかかる。また、昭和30年代、40年代に建てられた建築物の立て替えに伴い、今後不法投棄等が増えてくると思われる。
- 「現行の支援のスキームの見直しを含めて」、今後新たに検討するよというのが決して今回の懇談会の繰り返しにならないように、スケジュールと方向性を明確にして今後の検討を改めてお願いしたい。
- 生活環境の支障の判断に関して、金額を算定して上限とかいう議論をするときには、支障のリスクの範囲という算定の仕方、それとそれに対してどこまで修復するのかというレベル、かけるべき費用について、技術的観点からのある程度の客觀性のある算定方法なり例が示される必要がある。

(6) 最後に、本日の議論を総括して、座長から、以下のとおり発言があった。

○ 少少のご異論もあるが、懇談会の方の意見は提示された方向については了解した、ということであった。ただし、ペーパーの中でタイムスケジュールを明確にする必要がある。また、22年度以降、新たに発覚する事案は含めない理由を明確にしなければいけない。それとの関係では関係者の役割の文章の射程距離をもうちょっと明確にして、どこまで書き込むのかは整理すべきだろう。その上で長期的にはどうするのかということを考えなければいけない。

(その他：次回懇談会)

・次回懇談会については、9月～10月早々に開催することが確認された。